

令和5年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務研修

横浜市介護予防・生活支援サービス

補助事業（サービスB）について



健康福祉局地域包括ケア推進課

※横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）のページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kaigoyobo-kenkoudukuri-ikigai/service-b.html>



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



アジェンダ

1. サービスBとは
2. サービスBの特徴
3. サービスBの現状
4. サービスBの課題
5. 皆様へのお願い

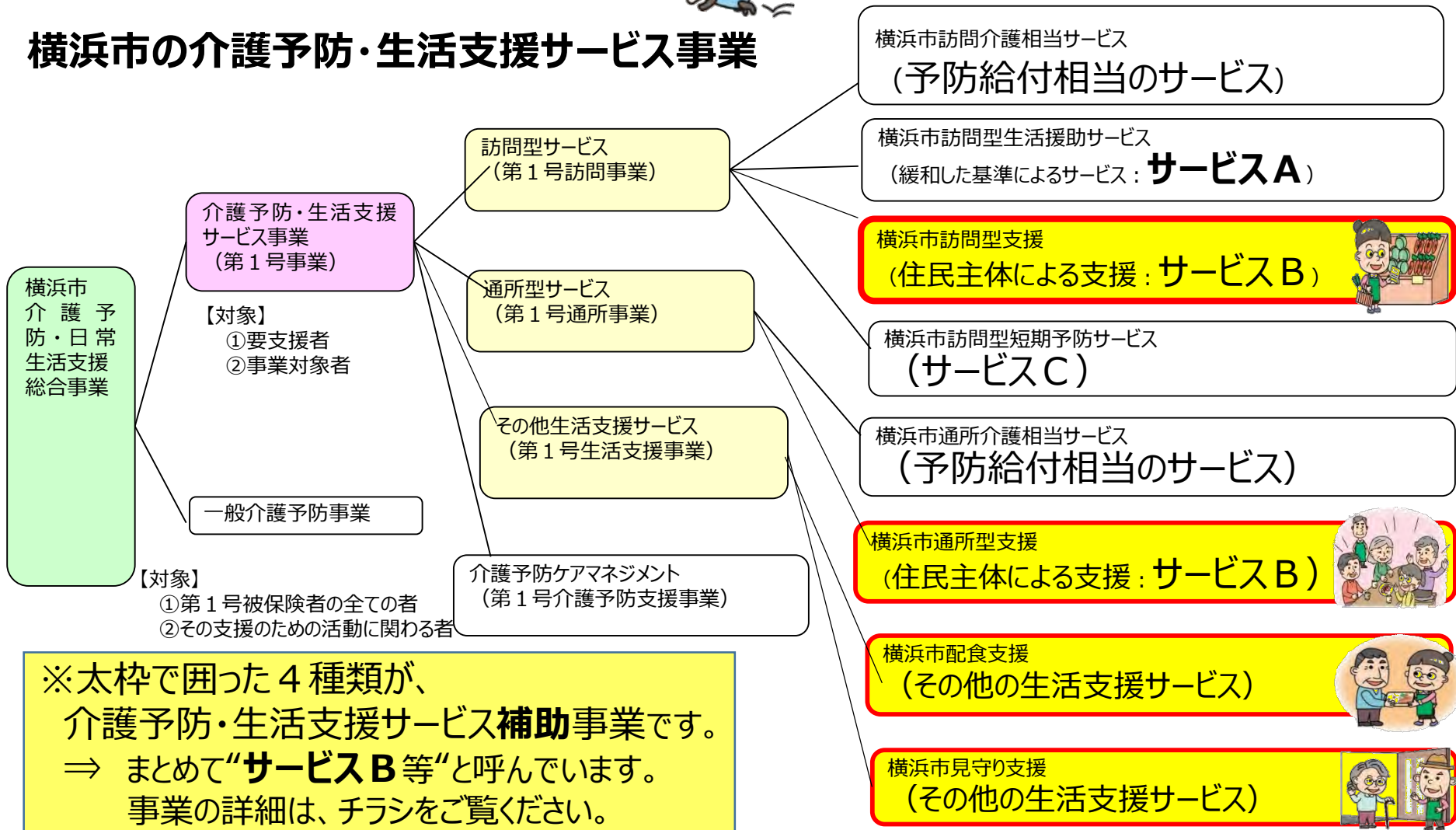
6. サービスBの魅力



1. サービスBとは



横浜市の介護予防・生活支援サービス事業



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA


City of YOKOHAMA



2.サービスBの特徴（従前相当サービスとの比較）



サービスの提供者が住民主体のボランティア

	サービスの位置づけ	サービスの提供者	事業者の収入	契約の 手続き
サービスB	介護保険法に基づくサービス	<p>住民主体のボランティア</p> 	<p>横浜市からの補助金 （給付管理、 限度額管理なし） + 利用料 （事業者が任意に設定）</p>	<p>書面でのやりとりを推奨 ※「契約書」という名称ではない場合もある</p>
従前相当サービス	介護保険法に基づくサービス	事業所の従事者など	<p>単位数に基づく 国保連からの給付 + 自己負担額 （総額の1割～3割）</p>	サービス契約書を交わす

2.サービスBの特徴

事業者の収入



【補助金】

①横浜市通所型支援

補助限度額：60万～300万円/年



※全体利用人数や、要支援者等の人数により異なります。

②横浜市訪問型支援



【給付管理・限度額管理なし】

③横浜市配食支援



④横浜市見守り支援



②～④補助限度額：60万/年

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



2.サービスBの特徴



契約の手続き

後々トラブルが起きないように、料金やサービスの内容について双方で確認するために、書面でのやりとりを推奨しています。

団体によっては、必ずしも「契約書」という名称ではない場合もあります。

●サービス契約書●

契約の基本的な内容（有効期間・支払い・解約等）が記載されます。

●サービス内容説明書の内容●

- ①具体的なサービス内容
- ②提供回数と日程
- ③利用者負担と支払方法
- ④サービスをキャンセルするときの連絡方法とキャンセル料等の詳細が記載されます。

●重要事項説明書の内容●

- ①事業者の概要
- ②事業所の概要
- ③事業所の職員体制
- ④営業時間
- ⑤利用者負担
- ⑥相談窓口等が記載されます。



「利用にあたっての説明事項兼個人情報使用同意書」を様式例として示しています。

サービスB 活動団体用手引き P26、99、100、101

3.サービスBの現状



各年度4月1日時点

年度	団体数	事業数	通所型支援	訪問型支援	配食支援	見守り支援
令和5年度	75	90	60	5	18	7
令和4年度	64	76	52	4	15	5
令和3年度	60	68	48	5	9	6
令和2年度	54	60	45	4	7	4

令和5年度区別事業数

鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区	旭区	磯子区
6	5	3	3	3	6	1	10	4
金沢区	港北区	緑区	青葉区	都築区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区
6	10	5	6	4	6	4	4	4

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



4.サービスBの課題



サービスB担当が、よく聞くご意見としては・・・

こんな対応が考えられるかもしれない・・・

近くにどんな
サービスBがあるか
分からない？



本人にあったサービスBが
近くにない？

＜対応案＞

別添、「横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）
交付団体一覧（令和5年4月1日現在）」をご確認ください。



ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビも
ぜひご覧ください！



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



4. サービスBの課題



サービスB担当が、よく聞くご意見としては・・・

こんな対応が考えられるかもしれない・・・

個人情報

を守ってくれるか不安？



<対応案>

サービスBの手引きで事故対応や個人情報を守るための手続きについて様式例を示して団体へ対応をお願いしています。ご確認ください。

事故があった場合の対応が不安？



4. サービスBの課題

サービスB担当が、よく聞くご意見としては・・・



何となく**手が出しにくい？**

料金が高い？

専門職ではない地域の団体に、
どんな利用者を案内できるのか分からない？

これまで
プランに位置づけたことがない？

本人の状態像から、サービスBに
任せるのが難しい？



本日のゴール

団体により活動は様々・・・
まずサービスBの **魅力** を知り、

「見学に行ってみよう！」「プランに位置づけてみよう」「ケアマネに紹介してみよう」と思える。



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



5.区・地域包括支援センターの皆さまへのお願い



横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業として**補助金を受けるには、要支援者等の利用が一定程度あることが必要**です。しかし、団体自身が、要支援者等を一定数集めることは、容易なことではありません。

そこで・・・本日、サービスBの魅力を知っていただいた区・地域包括支援センターの皆さまには、ぜひ、サービスBの団体に次のように関わっていただきますようお願いいたします。



まずは、
見学に行く



要支援者等の方に補助
対象事業をご案内する。



ケアマネジャーに補助対象事業
(サービスB等)を紹介・PRする



ケアプランに
位置づける

参加者に認知症の方が
増えています。



サービスBの団体と
情報交換する

それなら、メンバー向けに認知症
講座をやってみましょう・・・

団体に必要な
アドバイスをする等

ケアプランに位置付ける



サービスB 活動団体用手続き P2、52


A： サービスBは、給付ではなく、補助により実施しているため、通常の介護保険サービスのよ
うな保険給付はありません。したがって、給付管理票への記載や、利用限度額の管理等は必
要ありません。ただし、介護保険法に基づく「介護予防・生活支援サービス事業」としてサービス
を利用するため、「**介護予防サービス・支援計画書**」には記載する必要があります。

介護予防サービス支援計画書（ケアマネジメントA）の場合

支援計画	サービス 種別	事業所 (利用先)
介護保険サービス 又は地域支援事業 (総合事業のサービス)		
地域のサロンに通うこ とで、外出の機会を確保 し、近所との繋がりをつ くったり、介護予防に資 するプログラム（脳トレ 、歌など）に参加する (毎週○曜日)	横浜市 通所型 支援	サービスB の活動団体 名（サロン 名称）
買物代行、調理、ご み出し等の生活支援 等を通じて、在宅生 活を見守る (毎週○曜日)	横浜市 訪問型 支援	サービスB の活動団 体名（活 動名称）

※介護予防ケアマネジメントCの場合の記載も同様です。
「GoGo健康！いきいきプラン」という様式を活用することもできます。

※介護予防ケアマネジメントCの場合、モニタリングは必須としませんが、
利用者の状態の変化時等に、適宜、運営主体等と連携し、
利用者の情報が共有されるような仕組みを構築する等、
利用者の変化に早期に対応できるような団体と関係者の体制づくりを
お願いしています。

 Q: そもそも、総合事業の横浜市介護予防・生活支援サービス事業（サービスB）って、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントでは、どうやって位置づけるの？

A : 介護予防ケアマネジメントでは、サービスBは、介護保険サービス又は、地域支援事業（総合事業のサービス）の欄に書きます。
介護予防ケアマネジメント指針にあるとおり、サービスBをケアマネジメントに位置づける方法は、3通りです。

◆介護予防支援

予防給付（福祉用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防短期入所介護、介護予防通所リハビリなど）を受けていて、さらに、サービスBも活用する場合は、「介護予防支援」になります。

◆介護予防ケアマネジメントA

介護予防給付のサービス（横浜市通所介護相当サービス等）と併せて、サービスBも活用する場合は、「ケアマネジメントA」を使用します。

◆ケアマネジメントC

インフォーマルサービスや、サービスBだけを活用する場合は、「ケアマネジメントC」を使用します。



いきいきプラン（ケアマネジメントC）の場合



●既にご本人が活動・利用されている取組が記載されていますので、団体が利用調整や振替などを行う場合は、サービスBの活動が他の活動と重複しないように確認をお願いします。

桜木 花子 様

「家族の支援」、「インフォーマルサービス」、「地域支援事業（介護予防・生活支援サービス補助事業・一層介護予防事業）」など、月単位のスケジュールを記載します。（1セル16文字以内）

介護予防ケアマネジメントC様式 様式⑥記入例

GOGO!!健康
いきいきプラン

桜木 花子 様

■長期目標(おおよそ1年後の目標) ② 平成30年10月1日
書道作品を〇〇センターで行われる展覧会(11月)に出展し、孫と一緒に見に行く。

・利用者と共に、生きがいや楽しみを話し合い、達成したい目標や目指す姿を設定する。利用者の取組によって達成可能な具体的な目標とする。計画作成者は利用者の現在の状況と今後の改善の可能性を分析し、その人らしい自己実現を引き出すよう支援する。

■目標を達成するための取組

(1)-①天気の良い日は15分位歩く。
スーパーロコ、ロコ公園まで

(1)-②元気づくりステーションに毎週参加する。

(3)食事を3回食べる。バランスを考える ⑩

※本人の自書も可能です。その場合は、セルの敷足を消去しましょう。
(セルをクリックし、[back space]又は[delete]キーを押し、敷足(=入力シート)の(例)IZOOを消します)
※なるべく、簡潔書きにします。(30文字×7行以内)

■サービス提供者やボランティアに伝えたいこと

元気ステーション 耳が遠いので、先生に近い席にしてほしい。
ン〇〇会 膝が痛いので、しゃがむ動作等が難しいです。
お弁当〇〇会 耳が遠いので、着いたら電話を鳴らしてほしい。

連絡先

◎ ③ 港 地域包括支援センター ④ 港 地域ケアプラザ内

① 担当者 関内 一郎

⑩ 電話 333-1111 FAX 222-5555

◎ □□元気づくりステーション 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
Mさん

◎ お弁当 〇〇会 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

本人や家族が、様々なサービスや住民主体の活動グループの利用(参加)時に配慮してほしいことを記載します。(50文字以内)

●団体は、「サービス提供者やボランティアに伝えたいこと」の欄を、必ず確認しましょう。

●団体（担い手側）は、ご本人の「長期目標」や「目標を達成するための取組」を確認し、サービスBの活動への参加・利用によって期待されている効果を確認しましょう。

いきいきプラン（ケアマネジメントC）の場合



様式⑤「アセスメント領域と現在の状況」の内容を記載します(96文字以内)

様式⑥「総合的課題」の内容を記載します。(256文字以内)

様式⑦「本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス」、「地域支援事業(介護予防・生活支援サービス補助事業)」から、該当する欄に記載します。

桜木 花子 様

■ いつまでも、いきいきと暮らし続けるための御提案

暮らしの様子	目標を達成するための課題	お勧めしたい事
<p>歩行・移動</p> <p>膝に痛みが為、立ち座りや、階段やバスの昇降はテーブルや手すりを使っています。⑤</p>	<p>(1) 膝の痛みがあり、家事や買い物、外出に支障があります。</p> <p>(2) 御主人の介護をきっかけに、お友達との交流や外出、書道が減っています。</p>	<p>(1) 膝の痛みを軽減し、行動範囲を広げましょう。</p> <p>・整形外科で診断を受け、運動の制限について確認しましょう</p> <p>・立ち座りの時は、膝の負担を減らすように、何かに握りましょう。</p> <p>・体操教室で筋力をつけることをお勧めします。</p> <p>(□□元気づくりステーション：□□会館、毎週火曜日)</p> <p>・書道はテーブルで行いましょう。</p>
<p>日常生活</p> <p>・重たい買い物や布団干しは、息子さんや週間ごとに訪問し、一緒に行っています。</p> <p>・掃除は道具を工夫しています。膝痛で辛い家事は、道具の工夫や息子さんに手伝ってもらいながら、暮らされています。⑥</p>	<p>(3) 食事量や質が下がると、低栄養となり体力低下、筋肉量低下などを起こしやすくなります。</p>	<p>(2) 趣味の活動を通じて、友人や地域との交流を再開しましょう</p> <p>・書道展に出品する作品制作をはじめましょう。</p> <p>・地域のサロン活動への参加をお勧めします。</p> <p>(△△カフェ：認知症予防プログラムとお茶が楽しめるサロン)</p>
<p>コミュニケーション</p> <p>・ご主人の介護があつたため、ご友人との交流が減っています。</p> <p>・書道の師範であり、教室を開いていた頃は、近所の子供が通っていました。教室を閉めてからは、御自分も書道を楽しむ時間が減っています。⑦</p>	<p>⑨</p>	<p>(3) 食事は3回バランスよくとりましょう。</p> <p>・特にたんぱく質とカルシウムを意識しましょう。</p> <p>・バランスの良い食事を配達するサービスもあります。</p>
<p>健康管理</p> <p>・耳の聞こえが悪くなっている。</p> <p>・血圧の薬は自分で管理し、飲み忘れなし(130-80mmHg)</p> <p>・1人きりの食事は、食欲がでず、簡単に済ませることが多い。⑧</p>		

その他、上記項目に記載できなかった場合に利用します。
(例) 医師からの意見など



■ ボランティアや民間団体等をお願いしたいこと

・バランスの良い食事をとるため、食事サービスを利用する。

・重たいものを買う時はスーパーSのお届けサービスを利用する。⑫

様式⑧「課題に対する目標と具体策の提案」の内容を記載します。(448文字以内)

■ ご家族をお願いしたいこと

・大きい物や重たい買い物はへの同行(月1回程度)

・病院の定期受診の同行(年2回)

・庭の樹木の剪定の手伝い(6月、11月頃)⑬

■ (山手さん) をお願いしたいこと

・元気づくりステーションの参加に慣れるまで、当日は会場まで一緒に出掛ける。⑭



● 団体は、「ボランティアや民間団体等をお願いしたいこと」の欄を必ず確認しましょう。

不明な点は、ご本人に確認することも大切です。



Q：サービスBの団体の活動には、これまで、自由に参加してきたけれど、なぜ、ケアプランに位置づけることが必要なの？ケアプランに位置づけるメリットって何？

A：ケアプランは、ご本人が地域の中で元気に自分らしく暮らしていけるよう、本人・家族や地域包括支援センター職員・介護サービス事業者、医者、そして、サービスB等の担い手、友人等と相談し、協力し応援できることを確認する計画・支援計画書です。

メリットとしては、自分の健康のこと、暮らしのこと、やりたいと思っていること等を、専門職を交えじっくり話をしながら、「見える化」できることです。ケアプランを作ることで、**自分のことを見つめることができ、専門職からのアドバイスを受けながら、目標を持って日々の暮らしを送ることができます。**

膝が痛くて歩くのが辛いけれど、仲間とハイキングに行けるようになりたい。



Q:書き方は、どのように書くの？

A:介護予防支援・介護予防ケアマネジメントでは、サービスBは、「介護保険サービス
又は、地域支援事業（総合事業のサービス）」の欄に書きます。

介護予防サービス支援計画書（ケアマネジメントA）の場合



地域包括支援
センター職員

介護予防サービス・支援計画書

利用者名 姓(男・女) 氏名 誕生年月日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日
 計画作成者氏名 委託の場合: 計画作成者事業者・ 事業所名及び所在地(〒部号)
 計画作成(変更)日 年 月 日(初回作成日) 年 月 日 担当地域包括

目標とする生活

アセスメント領域と現在の状況	本人・家族の意欲・意向	領域における課題(背景・原因)	総合的課題	課題に対する目標と具体策の提案	具休策についての意向本人・家族
運動・移動について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
日常生活(家庭生活)について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
社会参加、友人関係、コミュニケーションについて		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
健康管理について		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

健康状態について
主治医受診、肥満結果、検査結果等を追った留意点

【本来行うべき支援が実施できず
 必要な支援の実施に向け

基本チェックリストの(該当した項目数) (質問項目数) を記入して下さい
 地域支援事業の場合は必要な事業プログラムの枠内の数字に○印をつけて下さい

運動不足	栄養改善	口腔内ケア	爪ごもり	靴ずれ	うろた
0	2	3	2	3	5

【署名】
 地域包括支援センター
 【確認印】

(ケアマネジメント結果等記録表)

初回・紹介・継続 認定済・申請中 要支援1・要支援2 事業対象者
 日～ 年 月 日
 事業所名及び所在地(〒部号)
 支援センター:

目標	目標についての支援のポイント	本人等のセルフケアや身の支度、インフォーマサービス(地理サービス)	介護保険サービス又は地域支援事業(総合事業のサービス)	サービス種別	事業所(利用先)	期間
()						
()						
()						
()						

【できない場合】
 方針

総合的な方針: 生活予防発病の改善予防のポイント

計画に関する同意
 上記計画について、同意いたします。
 平成 年 月 日 氏名

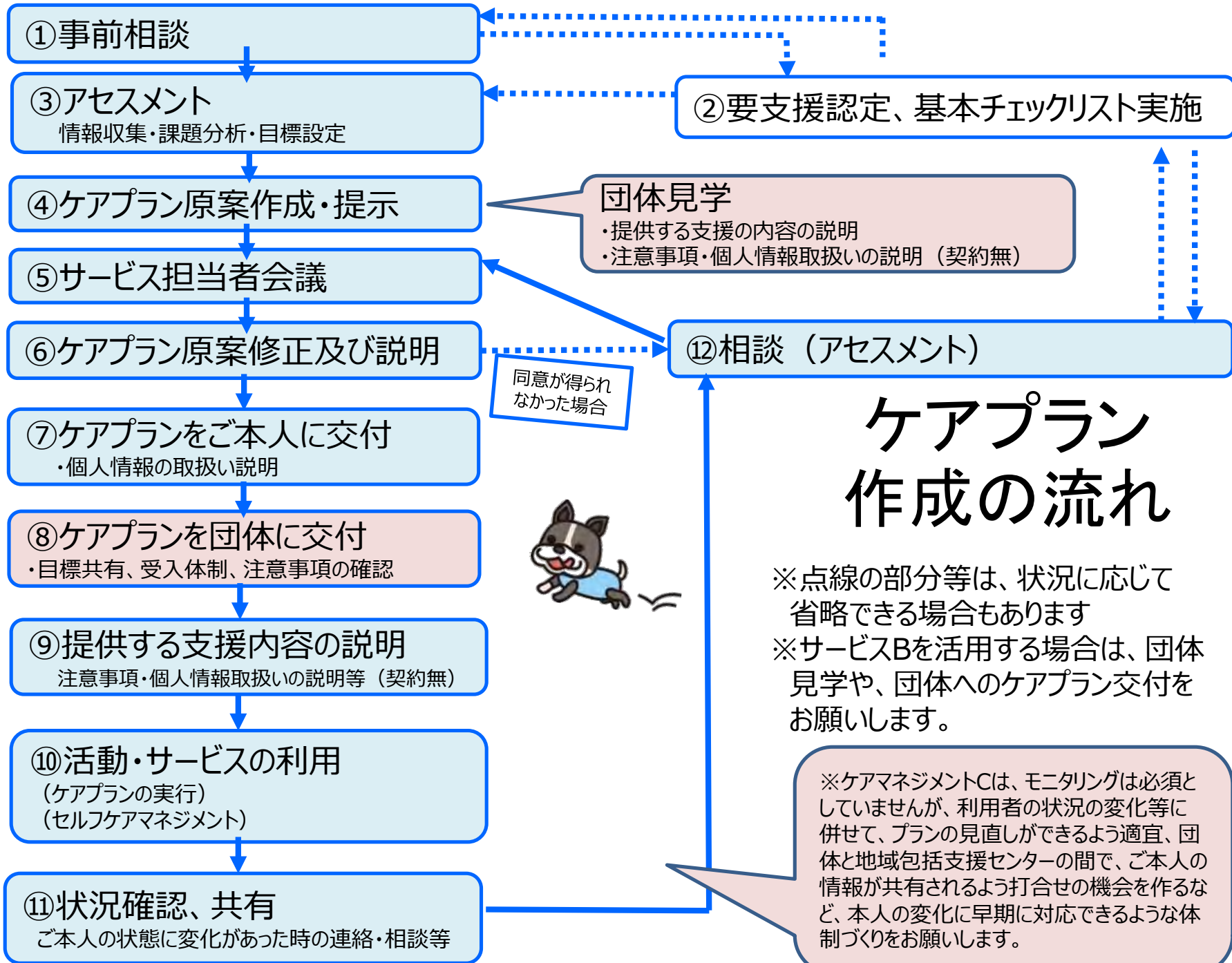


介護予防支援・介護予防ケアマネジメントでは、サービスBの具体的な内容と、利用頻度、サービスBの活動団体名や活動名称を記載します。



支援計画

本人等のセルフケアや家族の支援、インフォーマルサービス（民間サービス）	介護保険サービス 又は地域支援事業 （総合事業のサービス）	サービス 種別	事業所 （利用先）	期間
	地域のサロンに通うことで、外出の機会を確保し、近所との繋がりをつくったり、介護予防に資するプログラム（脳トレ・歌など）に参加する （毎週○曜日）	横浜市 通所型 支援	サービスB の活動団体 名（サロン 名称）	
	買物代行、調理、ごみ出し等の生活支援等を通じて、在宅生活を見守る （毎週○曜日）	横浜市 訪問型 支援	サービスB の活動団 体名（活 動名称）	



ケアプラン作成の流れ

※点線の部分等は、状況に応じて省略できる場合もあります
 ※サービスBを活用する場合は、団体見学や、団体へのケアプラン交付をお願いします。

※ケアマネジメントCは、モニタリングは必須としていませんが、利用者の状況の変化等に併せて、プランの見直しができるよう適宜、団体と地域包括支援センターの間で、ご本人の情報が共有されるよう打合せの機会を作るなど、本人の変化に早期に対応できるような体制づくりをお願いします。

要支援者等をケアプランに位置づけるアプローチ（例）



①初回相談にて包括から情報提供して繋げる。

→【対応】 相談にいらっしゃった方と面談をする中で、サービスBに繋げる。

②サービスBの活動に通っていた方(認定なし)に変化(サイン)が現れ、 団体から情報共有があった場合

→【対応】 サービスBの団体が利用者の状況を把握（早期発見）し、包括に情報共有があった場合、必要に応じてサービスBをケアプランに位置づける。

③活動を元々利用していた方（要支援認定を持っているが、給付 サービスの利用がない方）について

→【対応】 元々サービスBの活動を利用していた方で、要支援の認定を持っている方がいる場合、必要に応じて「ケアマネジメントC」として位置付ける。

④介護サービスを利用しているが、サービスBを利用していることを ケアプランに位置付けられていない場合

→【対応】必要に応じて「ケアマネジメントA」を使用し、サービスBをケアプランに位置付ける。



6.サービスBの魅力

福祉っぽくないところもある
(オシャレ、居心地重視、
誰でも参加しやすい)

顔見知りが近所にできる。

普段から見守ってもらえる
安心感がある。

**内容・メニューが自由
で多様**

自分の好きなことを見つけやすい

年齢・性別関係なく
誰もが活躍できる
多世代交流できる



**虚弱な方も元気な
方と一緒に**参加できる

介護保険っぽくない
(介護保険の利用枠以
上にサービスが必要な方
にもご案内できる)

自分の居場所が見つけれられる

体力が向上する

包括が把握しきれない方を
**早期に発見し繋いで
くれる**

6.サービスBの魅力 (事例紹介)



※過去の事例となるため、
実施している曜日等は異なる場合があります。



福祉っぽくない(オシャレ、居心地が良い、誰でも参加しやすい)



こんな方にお薦めかも？

- 近所の目を気にして、デイサービスの車で自宅に迎えに来られるのが嫌な方。
- 自分は自立して生活しているから、介護保険を利用していると思われたくない方。

<事例> 港北区 NPO法人街カフェ大倉山ミエル

ギャラリーとして地域に開いていた一軒家を借りて、コミュニティカフェを運営。

「おでかけミエル」月曜10時～13時

シニア向けプログラムとして食事付きのサロン500円



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



オシャレ、居心地が良い、誰でも入りやすい



<事例> 都筑区

NPO法人 I Love つづき

元々コミュニティカフェを運営していた団体が、サービスBを実施。

「スローカフェ都筑」金曜10時～13時

プログラムはあるが、無理強いするのではなく、基本的にはゆるやかなおしゃべり会。地域のボランティアと協力してプログラムを実施しています。

お茶代300円～ ランチ600円～

※スタンプカードで継続参加を促す



<事例> 港南区

株式会社イータウン

元々コミュニティカフェを運営していた団体が、サービスBを実施。

「こもれびカフェ」月曜 10時～15時30分

ハンドメイドのワークショップや教室、地域住民による音楽演奏や地域交流サロン、イベントの実施、多彩な介護予防プログラム

参加費800円（昼食代500円含む）、

ドリンク代実費：280～400円



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



25



<事例> 泉区 NPO法人宮ノマエストロ

昔の懐かしい話で世代を超えて楽しむ「回想法」により、参加者の方の思い出話から、その人が得意なことを引き出し新たなプログラムに繋げています。

【ある日のこと】

昔、家族に、おはぎを作ってあげて振る舞ったという90歳の女性。それを知ったスタッフは、その方に講師になってもらいみんなでおはぎを作って食べる企画を実施しました。女性は、「昔のことだからね…覚えているかしら…」と言いながら、数年ぶりにおはぎづくりを教えてくださいました。参加者からは、「おはぎを自分で作って食べるなんて、何年ぶりかしら！やっぱり手作りは美味しい」と大盛況でした。

90歳でも、「誰かの役にたつ」。そのことが、ご本人の「自信」に繋がっています。



年齢・性別関係なく誰もが活躍できる
～アンチエイジングからエンジョイエイジングへ～



<事例> 泉区 NPO法人 宮ノマエストロ

高齢者も担い手として活躍して感謝される喜びをもう一度体感いただきたいと考え、利用者にも、その方の好きを活かして、何等かのお手伝いをさせていただいています。園芸やテラスの運営への助言、手伝い、テラスファームでの農作業など各個人がエンジョイできるものを探してお願いするようにしています。また、宮ノマエストロだけで使える、仮想通貨「ミヤー」により、ボランティアをすると1時間1ミヤーがもらえ3ミヤー集めると「こども食堂」で食事ができるシステムを小学校で紹介したところ、その日のうちに、10人の子どもボランティアが集まりました。こどもが自宅でもできることを手伝ってもらっています。



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



27

自分の居場所が見つけれられる



<事例> 磯子区 株式会社アミーゴ

1日300円で、コーヒーやお茶などが飲み放題ということもあり、グループで参加される方ばかりでなく、男性の方がお一人で新聞を読んで過ごされたり、中学生の子どもたちが勉強しにきたり…多くの世代の居場所となっています。

- 「もりもりエクササイズ」毎週水曜10時～13時 参加料600円（講師・お弁当込み）
※お弁当は、障害者地域活動センター、地域作業所手作り
- 「健康麻雀」第1・第3木曜 広場利用料300円

あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



活動内容や支援メニューが自由で多様である。



<事例> 戸塚区 **特定非営利活動法人 夢みん**
多様なメニューの中から、自分にあった好きなプログラムに参加できる。

パソコン



エコ手芸



健康体操



日曜ランチ



トーンチャイム



音読



健康麻雀



囲碁



歌声喫茶



コーラス



カフェ



よいのくちサロン



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA





＜事例＞ 戸塚区 **特定非営利活動法人 夢みん**

「ゆめサロン」木曜 10時～13時 ※**特に要支援者の方を考慮して受け入れている日**



音楽



体操



手仕事



健康相談



脳トレ

活動内容や支援メニューが自由で多様である。

(家庭的な雰囲気の中、楽しく汗をかいて運動したり、栄養バランスが考慮された食事ができる



<事例> 港北区 特定非営利活動法人びーのびーの

地域の空き家となっていた一軒家を借りて運営。

「地域福祉交流スペースCOCOLのほら」

月曜10時～13時 体操、脳トレ、庭づくり

参加費700円 (ランチ500円、参加費200円)



一人で参加されている方が多く、おひとりさまでも、参加しやすい雰囲気がある



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



活動内容や支援メニューが自由で多様である。

(また来たいと思える工夫がちりばめられている)



<事例> 港北区 特定非営利活動法人フラットハート

「大人の部活動@菊名」 火曜 10時～13時

プログラムは、毎回異なります。例えば、ある日の活動では、好きな鉢植えと、苗を選んで、季節の寄せ植えをしています。1回の作る楽しさだけでなく、育てる楽しさ、育てた草花でのモノづくりの楽しさを盛り込むなど、**毎回来たいと思える工夫がちりばめられています。**



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



32



<事例> 磯子区 株式会社アミーゴ

参加者の中に、歩行が危ない方がいらっしゃいました。介護保険サービス等は使っていらっしゃらず頑張ってお一人で過ごされていた方でしたが、サービスBに通っていたことで、もりもり広場の代表から、地域包括支援センターに連絡・相談があり、早期に相談に繋ぐことができました。



もりもり広場
岩田さん

参加者の中でも気になる方でしたが、自分たちだけでは判断できなかったのもので、専門職のアドバイスがほしいなと思い、地域包括支援センターの方に、様子を見に来ていただきました。専門職の目から判断いただけ、とても、心強かったです。

地域包括支援センターの相談にはあがってこない方でしたが、包括支援センターが把握しきれない地域の方にも、団体の方がアンテナをはって見守ってくださったり、繋いでくださるので、とても心強いです。



地域包括支援センター
(主任ケアマネジャー)



<事例> 旭区 一般社団法人おもいやりネットワーク

- ・ 介護保険の要支援認定は持っているが、ヘルパーさんをお願いするほどではない方。
- ・ **自分で買い物に行くこともできるが、一人暮らしなので、1日のうち、ほとんど誰とも話す機会もなく、ちょっとした安否確認があったら良い**という要支援者の方。
- サービスBの見守り支援（暮らしの御用聞き）として、週1回、見守りを実施しました。
- それ以外の日も、同じ団体が運営している、通所型支援の拠点である、コミュニティカフェあんさんぶるに、**自分で買物に行ったついでに立ち寄っておしゃべりをして過ごすなど、通所型支援と、見守り支援が連携して、ゆるやかな見守り**をしています。

- 見守り支援（暮らしの御用聞き） 週2回（火、木） 無償
- 通所型支援（コミュニティカフェあんさんぶる） 週6日 プログラムにより300～500円



仲間と刺激し合って、体力が向上する。



<事例> 泉区 特定非営利活動法人だんだんの樹

年1回は体力測定を行い、自分が、通所型支援に通うことでどうなりたいかの目標を決めます。プログラムは、筋力アップやボールを使ったエクササイズ等、体力向上を意識した様々なプログラムが盛り込まれていますが、皆さんよく笑い励まし合って取り組みます。

参加者の中には、90歳の方や、要支援、要介護の方もいらっしゃいますが、半年前は、上がらなかった足が、座ったまま90度まで上がるようになったり、ボールを内腿で挟んだまま、上から押しても、動かないくらい筋肉がついたり、立って靴下がはけるようになる等、だんだんの樹に通うことで、体力が明らかに向上しています。また、仲間とともに活動することで、「仲間が頑張っているから私も、あの人みたいに頑張りたい」と参加者同士の相乗効果が生まれています。

脳いきいき教室 水・木曜日 9:30～12:30

参加費8,000円／11回（ランチ600円、コーヒー100円付）



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



35

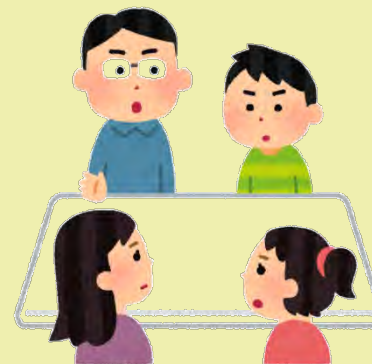
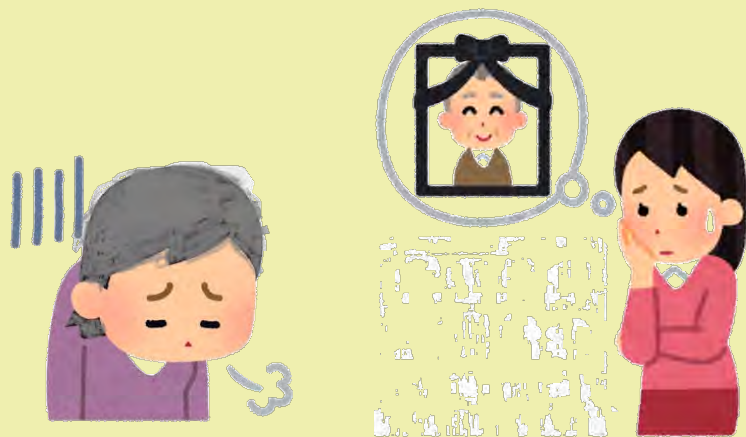
介護保険の利用できる単位数（利用限度額）の枠外で、居場所が必要な方にもご案内できる。利用者も家族も同じ空間を楽しめる。



<事例> 泉区 NPO法人 宮ノマエストロ

88歳で夫を亡くした女性。ずっと気持ちがふさぎ込んでおり、家に引きこもり早く夫の後を追って死んでしまいたいと話していました。家族も心配していましたが、一緒に住むことはできず、どうしたら良いか家族会議まで開きました。

家族会議



年齢・性別関係なく**誰もが活躍**できる
～アンチエイジングからエンジョイエイジングへ～



<事例> 泉区 NPO法人 宮ノマエストロ

介護予防に資するプログラム

火(13:00～16:00)、木(14:00～17:00)、日(10:00～13:00)

回想法、健康体操、歌、シニアヨガ、脳トレ、健康講話、野菜の販売、収穫

そんな時、担当のケアマネジャーさんから、「それならデイサービスの他に、(横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業の)宮ノ前テラスに行ってみてはどうですか？」と案内され、週1回通うことをケアプランに位置づけ、宮ノマエストロの介護予防に資するプログラムの日(活動日)が日曜日ということもあり、娘さんも一緒に参加し始めました。

回想法で昔話を思い出しながら自分の体験を話すうちに、Aさんは、そこで**新しく知り合いができ、自分の得意なことを活かした縫物を他の参加者に教えるなど、生きがいを見つけ、とても元気になっていきました。**



宮ノ前テラスに通ってみてはどうでしょうか？

ケアマネジャー



あうたびに、あたらしい

Find Your YOKOHAMA

City of YOKOHAMA



年齢・性別関係なく誰もが活躍できる
～アンチエイジングからエンジョイエイジングへ～



<事例> 泉区 NPO法人 宮ノマエストロ

【利用者家族（娘さん）の話】

- デイサービスは週1回しか通えないけれど、ここなら、こどもからお年寄りまで参加しているので、家族も一緒に参加できて楽しく過ごせる。
- 家族が仕事で一緒に行けない日も、一人で通うなど、母の居場所ができた。今では見違えるように前向きに元気になり、得意な裁縫を活かして、地域の方に教える講座をボランティアさんと一緒に企画するまでになり、活躍の場をみつけられて、本当にありがたい。
- 宮ノマエストロの活動が始まったことは、以前から知っていたけれど、ケアマネジャーからの後押しがあり、行ってみようという気持ちになった。
- こういった取組みを広げてほしい。また、ケアマネジャーから自分達のように困っている人に案内してもらえるような広報はとても大切だと思う。



利用者の家族

【ポイント】 ケアマネジャーの勧めにより、給付によるサービスに加え、住民主体の支援を組み合わせることで、より本人の意欲や生きがいに繋がる結果となった。

7.GOAL



まずは、
サービスBの **魅力** を知り、

「見学に行ってみよう！」「プランに位置づけてみよう」
「ケアマネに紹介してみよう」と思える。

サービスBの活動は、団体によって様々なので、本日の事例は一例に過ぎませんが、大小様々な活動が、高齢者の自立支援を支えています。

サービスBの魅力を知っていただき、一緒に育んでいきましょう。

お疲れさま
でした！



令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
鶴見	1	30年4月	訪問型支援	任意団体	たすけあいエプロン	ホームヘルプ	・生活援助 等	鶴見区内とその周辺
	2	30年10月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人ヒューメディカ	うしおだチャレンジ	・介護予防(生活機能評価、運動、栄養等の指導) ・趣味や交流のための創作活動、その他レク)	鶴見区周辺
	3	31年4月	通所型支援	任意団体	防災福祉地域貢献事業	へいあん美鈴サロン	・介護予防(脳トレ、手芸、クイズ、ボールゲーム、歌声サロン等) ・食事(昼食、口腔ケア)	鶴見区市場地区(周辺町会) 平安町会館まで自力で来られる方(送迎なし)
	4	R1年10月	通所型支援	株式会社	株式会社リカバリータイムズ	グッドタイムズ	・体調チェック、準備体操(呼吸体操、足げんき体操)、理学療法士のヨガ・ピラティス・体操、栄養士の講和等 ・食事(昼食)	鶴見区、港北区を中心とした地域
	5	R4年4月	配食支援			グッドタイムズ	・配食	鶴見区全域
	6	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人サードプレイス	つみれまちなかりビンケ	・介護予防(リハビリ体操・脳トレ・ハンドメイド・ピラティスなど週毎のプログラム) ・昼食	鶴見区
神奈川	7	29年10月	通所型支援	任意団体	輝楽理庵	キッチンデイふら〜っとホーム	・介護予防(体操、口腔、脳トレ、物づくり) 等 ・調理、太極拳、LINE講習会 等 ・会食(昼食)	神之木地域ケアプラザエリア及び隣接地域を基本とし、自力で参加できる方
	8	31年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会	デイサロンぼこ	・介護予防(健康(スクエアステップ、スリーA、コグニサイズ、シナプロソロジー等)、文化(歌、俳句、川柳、トランプ、百人一首、編み物)、脳トレ等) ・食事(昼食)	神奈川区三ツ沢連合エリア、青木第一地区連合エリア、青木第二地区連合エリア 他通所可能なエリア
	9	R5年4月	配食支援			ぼらんの配食サービス	・配食 ・安否確認	神奈川区松ヶ丘、松本町、三ツ沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢南町、栗田谷、泉町、旭ヶ丘、上反町、反町、桐畑
	10	31年4月	配食支援	消費生活協同組合	神奈川食事サービスワーカーズコレクティブ「ぼてと」	神奈川食事サービスぼてと	・配食支援、見守り	神奈川区全域、鶴見区豊岡町・生麦・東寺尾4丁目、保土ヶ谷区峰沢町
	11	R5年4月	見守り支援	任意団体	てんこもりのわ	ずっと笑顔	見守り	神奈川区松見町1~4丁目、西寺尾一部、入江一部
西	12	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあいぐっぴい	多世代交流サロン「ばあばの家あさだ」	・会食 ・介護予防(脳トレ、健康体操、健康麻雀、手芸教室、園芸)	藤棚町、境之谷、西戸部町の一部、霞ヶ丘
	13	R4年4月	訪問型支援	一般社団法人	一般社団法人ワーカーズ・コレクティブはっぴいさん	訪問はっぴいさん	・生活援助	西区全域
	14	R5年4月	通所型支援	任意団体	横浜中部ポッチャ同好会	ポッチャ同好会	・介護予防(脳トレ、ポッチャ、外出プログラム等)	西区及びその近隣

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
中	15	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	アペリティーヴォ	・介護予防(体操、ヨガ、音楽、絵画、習字、パソコン、手芸、陶芸等) ・昼食	原則中区 西区・南区等、近隣区も対応可能
	16	R5年4月	通所型支援	任意団体	山手 縁乃庭	元気いっぱい!えん結びカフェ	・介護予防(体操、脳トレ、音楽演奏、ハンドメイド、ボードゲーム 等)	中区第3地区連合町内会及び第6地区連合町内会のエリア
	17	R5年4月	通所型支援	公益財団法人	公益財団法人横浜YWCA	ティールームよこはま	・介護予防(脳トレ、気功、歌 等)	全区
南	18	30年10月	通所型支援	株式会社	株式会社コンパス	1/f ゆらぎサロン	・介護予防(介護予防体操ハマトレ、脳トレ、口腔体操、輪唱合唱、手芸、健康教室、ヨガ、フラワーアレンジメント等) ・会食	大岡・永田・六ツ川・別所地域ケアプラザの圏域の方で自立して通える方
	19	30年10月	訪問型支援	特定非営利活動法人	NPO法人おもしろカンパニー	買ってくるね	・買い物支援(買い物代行等) ・生活援助 ・見守り	主に、中村地域ケアプラザ圏域にお住まいの方
	20	R1年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人おもしろカンパニー	あそびにきてね	・介護予防(編み物教室、料理、お茶のみサロン) ・昼食	主に中村地域ケアプラザ圏域にお住まいの方
港南	21	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人総ぐるみ福祉の会	たまり場「こぶし」	・会食 ・介護予防(手芸、健康麻雀、囲碁、古典を楽しむ会、短歌の会、パソコン勉強会、カフェ・こぶし、男の料理) 等	横浜市港南区、戸塚区のうち日限山地区を中心とした地域
	22	30年10月	通所型支援	株式会社	株式会社イータウン	こもればカフェ	・介護予防(歌、麻雀、囲碁、将棋、体操、ハンドメイドのワークショップ、書道、まち歩き等)	港南区、栄区、磯子区
	23	30年10月	見守り支援	任意団体	さわやか港南	在宅支援サービス「さわやか港南」	・見守り ・生活援助 等	港南区及び隣接地域
	24	R2年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人icoccaひのみなみ	いこっかぶらす	・会食 ・介護予防(体操、認知症予防レク、調理、絵手紙、書道 等)	港南区 日野南5・6・7丁目及び近隣地域(徒歩圏内)
	25	R5年4月	配食支援	特定非営利活動法人	NPO法人icoccaひのみなみ	いこっかごはん	・配食 ・見守り	港南区 日野南5・6・7丁目
	26	R4年4月	配食支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人てとと陽だまり	陽だまり弁当	・配食 ・見守り	港南区芹が谷1丁目～5丁目、東芹が谷
保土ヶ谷区	27	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人ちやっと	コミュニティサロンほ도가やちやっと亭	・介護予防(体操、カラオケ、ヨガ、絵画等)	保土ヶ谷区(川島地域ケアプラザ、常盤台地域ケアプラザ、上菅田地域ケアプラザのエリア)、神奈川区(若竹苑地域包括支援センターを中心にしたエリア)、横浜市内の方

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
旭	28	29年10月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 おもいやりネットワーク	ケアーズカフェ	・会食 ・介護予防(健康麻雀、フラワーアレンジメント、折り紙教室、ナンプレ、健康講座、おしゃべりタイム)等	左近山周辺
	29	30年1月	見守り支援			暮らしの御用聞き	・見守り、安否確認	左近山3~9街区、市沢団地、市沢町南自治会エリア、近隣地域は応相談
	30	R4年4月	配食支援			ケアーズ配食	・配食 ・見守り	左近山団地6街区(あさひ自治会内)~9街区、市沢団地、市沢南自治会内、近隣地域は応相談
	31	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	認定NPO法人 若葉台	デイサービス ひまわり	・会食 ・介護予防(健康体操、詩吟の会、フラワーアレンジメント、歌、歌、大人のぬりえ、切り絵等)	若葉台および周辺地域
	32	29年10月	訪問型支援			生活サポートひまわり	・生活援助(室内清掃やごみ出し、調理、話し相手等)	若葉台および周辺地域
	33	29年10月	見守り支援			見守りサポートひまわり	・見守り、安否確認	若葉台および周辺地域
	34	30年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 横浜希望が丘コミュニティカフェ	コミュニティサロン希望カフェ	・会食 ・介護予防(スクエアステップ、ポールウォーキング、ポッチャ、ホームカーリング、趣味教室(編み物、ペン習字、塗り絵教室、歌、映画鑑賞、健康麻雀等))	旭区希望が丘及びその周辺地域
	35	R5年4月	訪問型支援	任意団体	ひかりが丘団地自治会	ひかりが丘生活支援	・生活援助(買物代行、家具移動、掃除等)	旭区市営ひかりが丘住宅
	36	R5年4月	見守り支援			ひかりが丘見守り活動	・見守り	旭区市営ひかりが丘住宅
	37	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 オールさこんやま	おしゃべりほっと	・介護予防(談話、体操、脳トレ、歌唱、スマホ教室等)	旭区左近山、桐が作、市沢地区
磯子	38	30年1月	通所型支援	株式会社	株式会社アミーゴ	もりもり広場	・会食(お弁当) ・介護予防(椅子に座った体操、健康麻雀)等	磯子区、隣接各区、京浜急行線沿線の地域
	39	R2年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク	コミュニティステーション 夢まる	・介護予防(健康体操、ヨガ、口腔ケア、囲碁、将棋、健康麻雀など)	磯子区、南区
	40	R4年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 re net 結	we can クラブ	・介護予防(健康講座、音楽、クラフト、俳句、調理、ヨガ、ストレッチ、脳トレ、手芸等) ・会食	磯子区洋光台地区(1~6丁目)とその周辺

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
磯子	41	R5年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人まちまど	まちまどサロン	・介護予防(体操、編み物、音楽等)	磯子区洋光台全域、また隣接する磯子区栗木・田中、港南区日野中央・笹下など
金沢	42	29年10月	通所型支援	社会福祉法人	社会福祉法人 倅和会	自立支援型通所事業 たけのこ会	・会食 ・介護予防(陶芸、編み物、カラオケ、書道、絵画、フラワーアレンジメント、レクリエーション、健康チェック、体操等)	横浜市金沢区全域
	43	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば	げんきライフ さくら茶屋	・会食 ・介護予防(介護予防体操、個別製作、リハビリレクリエーション(脳トレゲーム、ドリル)、音楽・動画鑑賞(和洋音楽、歌、落語、昔話等)、回想法等)	金沢区能見台地域ケアプラザ、泥亀地域ケアプラザの担当地域(西柴、長浜、金沢町、柴町、谷津等)で通所可能な方
	44	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 すずらん	お楽しみサロン すずらん	・介護予防(模造紙を使った合作画、脳トレ、手芸、折り紙、工作、おしゃべり、書道、嚙下体操、マッサージ等)	金沢区 朝比奈、大道、六浦、釜利谷西、釜利谷東、釜利谷南、高舟 他の地域も応相談
	45	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 地域サポートマリン	みんなの交流スペースむつら(六浦)	・介護予防(スリーA、脳トレ、スクエアステップ、手芸、折り紙、書道、合唱等) ・会食	金沢区六浦西地区、六浦地区、六浦東地区
	46	R4年4月	配食支援			みんなの交流スペースむつら(六浦)弁当	・配食	金沢区六浦西地区、六浦地区、六浦東地区
	47	R4年4月	通所型支援	任意団体	みんなの居場所 結	ゆったり体操	・介護予防(体操、口腔ケア、歌、ものづくり等) ・会食	金沢区内 徒歩、又は公共交通機関を利用して通所できる範囲
港北	48	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 びーのびーの	地域福祉交流スペース OCOしのはらのびのび会	・会食 ・介護予防(体操、脳トレ、健康講座、健康麻雀、コーラス)等	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、富士塚、新横浜、岸根町、神奈川区六角橋
	49	R2年10月	見守り支援			COCOの見守り	・見守り	港北区篠原町、篠原東、篠原西町、篠原台町、富士塚、新横浜、仲手原、岸根町、新羽町、新吉田町 神奈川区六角橋、斎藤分町、白幡町
	50	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人 街カフェ大倉山ミエル	おでかけミエル	・会食 ・介護予防(体操、おしゃべり等)	港北区大倉山1丁目~7丁目、大豆戸町、菊名
	51	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 フラットハート	大人の部活動@菊名	・会食 ・介護予防(3A、回想クイズ、水墨画、折り紙、口腔ケア等)	港北区篠原北、菊名、綿が丘、大豆戸町、富士塚、篠原町、大倉山、新横浜
	52	30年10月	通所型支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合	福茶きらり	・介護予防(体操、書道、脳トレ、フラダンス、作品づくり、散歩等) ・会食	港北区 新羽町、新吉田東、北新横浜、新横浜、大倉山他
53	31年4月	通所型支援	任意団体	居場所づくり濱なかま	とりやまの郷	・介護予防(音楽café(歌声喫茶サロン)、経絡体操(健康づくりサロン)、多世代交流サロン(ものづくり)、回想法で思い出話を楽しむ会(脳トレ、認知症予防サロン))	城郷小机地域ケアプラザの担当地域及び鳥山町に隣接する新横浜地区	

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
港北	54	R1年10月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 ホットカフェ小机	クローバー会	・介護予防(健康づくり(簡単なストレッチとミニ講座)、脳トレ・体操、ものづくり等) ※プログラムは毎回異なる ・昼食	城郷地区(小机町、鳥山町、岸根町)
	55	R1年10月	配食支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合港北食事サービスワーカーズコレクティブほっと	夕食の配達と安否確認	・配食支援、見守り	港北区全域、鶴見区上の宮、駒岡1~5丁目、馬場1~7丁目、北寺尾1~7丁目、東寺尾1~3丁目、獅子ヶ谷1丁目、都筑区東山田町10~60、73~108、1448~1480番地
	56	R2年10月	通所型支援	合同会社	合同会社どりいむ	いきいき夢サロン	・介護予防(茶話会、料理、運動、生花、健康麻雀、歌等) ・会食	港北区
	57	R4年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 菊名植村のさと	木曜サロン「里山ぐらし」	・介護予防(昭和むかし話、ガーデニング、歌唱・合奏、体操、脳トレ等) ・会食	大豆戸地域ケアプラザの担当地域
緑	58	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 笑顔	笑顔サロン	・介護予防(コグニサイズ、筋トレ体操、健康麻雀、歌声サロン、健康講座等)	横浜市緑区、旭区、青葉区、都筑区など
	59	30年4月	配食支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 緑・青葉食事サービスワーカーズコレクティブなご味	夕食の配達と安否確認	・配食サービス ・見守り	緑区全域、青葉区全域、旭区の一部(上白根、若葉台)
	60	31年4月	通所型支援	一般社団法人	一般社団法人 フラットガーデン	レモンの庭	・介護予防(おしゃべり、編み物、縫物、ものづくり、カードゲーム、将棋、囲碁、麻雀、お散歩、お料理等) ・食事(お茶、お菓子)	横浜市緑区周辺
	61	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 KUSC	「健康・つながり・まち」づくり	・介護予防(体操等)	緑区
	62	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人霧が丘ぶらっとほーむ	ぶらっとROOM ~みんな一緒に楽しもう~	・介護予防(趣味活動、多世代多文化交流等)	緑区霧が丘、十日市場、長津田、旭区若葉台
青葉	63	30年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 神奈川県転倒予防医学研究会	青葉GOGOクラブ	・介護予防(転倒予防運動、アクティビティ等) ・会食(お茶、おやつ)	青葉区・都筑区・緑区、川崎市宮前区・麻生区、但し、自力で通えることを条件とする(送迎なし)
	64	R1年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人地域コミュニティハウスげんきかい	げんきかい健康体操	・介護予防(歌声会、健康体操(ハマトレ))	青葉区全域、緑区、その他参加者の希望による
	65	R1年10月	配食支援	企業組合	企業組合ワーカーズ・コレクティブ・にんじん つつじが丘ランチ ポポロ	ポポロの配食サービス	・配食支援、見守り	青葉区 つつじが丘、さつきが丘、梅が丘、藤が丘、もえぎ野、しらとり台、青葉台、榎が丘、桂台、若草台等 ※上記以外の場所は応相談
	66	R2年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 スペースナナ	シニアの遊び場	・介護予防(体調チェック、体操、脳トレ、口腔ケア、ゲーム、歌、アート等)	青葉区、都筑区全域

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
青葉	67	R2年10月	配食支援	株式会社	株式会社 NITTAJAPAN	管理栄養士監修! BALENA健康べんとうのデリバリー	・配食支援、見守り	青葉区の一部 (すすき野、荏子田、美しが丘)
	68	R5年4月	配食支援	企業組合	企業組合ワーカーズ・コレクティブ ミズ・キャロット	ミズ・キャロット配食サービス	・配食支援	青葉区すすき野、あざみ野、大場町、鉄町一部、元石川町、美しが丘西、美しが丘一部
都筑	69	30年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 I Love つづき	スローカフェ都筑	・介護予防(体操、音楽、歌、お茶講座、折り紙、顔ヨガ、簡単体操、絵本、スマホ講座、手しごと等) ・会食	都筑区中川地域ケアプラザエリアを中心に都筑区全体、青葉区、港北区、緑区
	70	R1年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人アーモンドコミュニティネットワーク	アーモンド・カフェ～スープの時間～	・介護予防(体操、音楽、脳活、アート、書の活動、回想法による傾聴等) ・昼食	都筑区、青葉区、港北区、緑区
	71	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人五つのパン	いのちの木コミュニティカフェ	・介護予防(創作活動(編み物、ミシン等)、体操、脳トレ 等) ・会食	都筑区、港北区、青葉区、緑区
	72	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ円	リフレッシュサロン♡心葉	・介護予防(筋力維持・腰痛予防・口腔ケア体操、脳トレ、歌、手芸、囲碁・将棋 等)	都筑区、港北区、緑区、青葉区
戸塚	73	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人いこいの家 夢みん	夢みんゆめサロン	・介護予防(体操、音楽、脳トレ、おしゃべり) 等	ドリームハイツ及びその周辺 (特に制限はありません)
	74	29年10月	見守り支援			夢みん見守り隊・助け隊	・見守り ・生活援助(家事支援、ごみ出し、付添代行、話し相手の支援を通じた見守り、鍵の預かり) 等	ドリームハイツ及び周辺(徒歩圏内)
	75	R5年4月	配食支援			みんなで作るゆめごはん	・配食 ・安否確認、見守り	ドリームハイツ及びその周辺
	76	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ふらっとステーション・ドリーム	健康づくりプログラム	・会食 ・介護予防(体操、折り紙、栄養講座、歌、健康麻雀、ナンブレ) 等	戸塚区深谷町、俣野町及び周辺
	77	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	おひさまサロン	・介護予防(健康づくり体操、口腔ケア、体力測定、健康講座、アート・文化(塗り絵、絵、小物づくり、折り紙)、クイズ、計算など) ・会食	戸塚区を中心に横浜市全域(自力で来所できる方)
78	R4年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人ぐるーぶ・ちえのわ	健康サロン	・介護予防(健康体操、筋トレ、脳トレ、レクリエーション(染め・陶芸・クラフト等)、口腔体操) 等 ・会食	戸塚区大正地区(小雀町・原宿町・影取町・深谷町等)	
栄	79	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人積み木	ミニデイサロン ハッピーランチ	・会食 ・介護予防(椅子に座った簡単体操、口腔ケア、3Aプログラム、音楽鑑賞、脳トレ、健康講和、塗り絵、歌う会) 等	横浜市内(自力で参加できる方)

令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

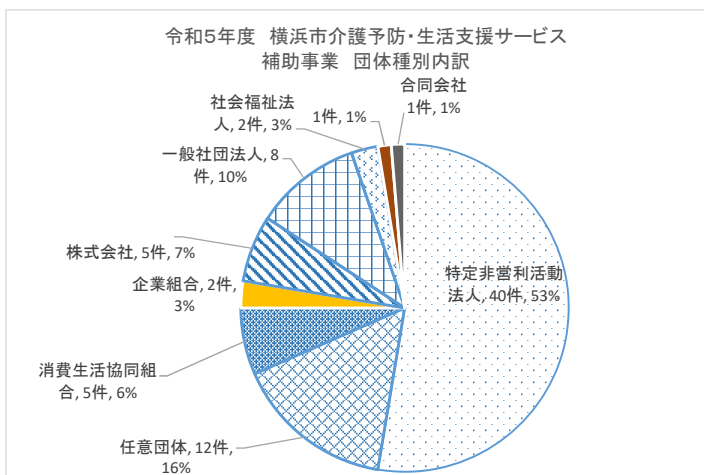
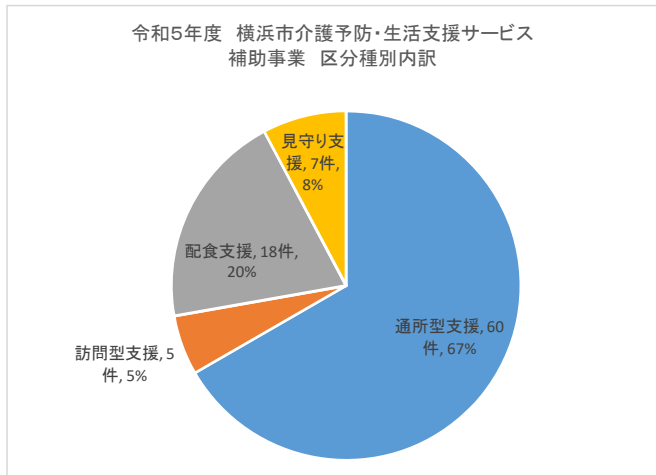
事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
栄	80	29年10月	配食支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 積み木	配食サービス	・配食サービス ・見守り	栄区(豊田地区・小菅ヶ谷地区・笠間地区の一部)、戸塚区(下倉田地区の一部)
	81	30年1月	配食支援	消費生活協同組合	福祉クラブ生活協同組合 栄食事サービスワーカーズコレクティブ「竹の子」	夕食のお届けと見守り	・配食サービス ・見守り	栄区全域、港南区の一部(港南台8・9丁目、日限山3・4丁目、日野南5・6・7丁目)、戸塚区の一部(下倉田町)
	82	R2年4月	通所型支援	社会福祉法人	社会福祉法人 訪問の家	花かご	・会食 ・介護予防(転倒予防体操、3A、口腔体操、料理教室等)	栄区全域
泉	83	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 だんだんの樹	コミュニティだんだん(夢カフェ・脳いきいき教室・生活リハビリ・麻雀、ラミューキューブ)	・会食 ・介護予防(筋トレ、脳トレ、ふまねっと健康教室、ラミューキューブ、生活リハビリ)等	横浜市全域
	84	29年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 日本園芸療法研修会	ベルガーデン水曜クラブ	・介護予防(園芸作業) ・軽食、昼食等	基本的には横浜市泉区中心(基本的に自力で参加可能な方なら泉区外でも可)
	85	30年10月	通所型支援	特定非営利活動法人	NPO法人 宮ノマエストロ	エンジョイエイジング	・回想法+プログラム(ヨガ、歌、コグニサイズ等)+会食 ・健康マージャン ・趣味サークル	横浜市
	86	R4年4月	配食支援	任意団体		エンジョイランチ	・配達 ・コミュニケーション	泉区、戸塚区、瀬谷区等(泉区の近隣区)
瀬谷	87	30年1月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 せや	ミニデイサロン「月の会」	・会食 ・介護予防(体操、歌声喫茶、折り紙、脳トレ、囲碁)等	南瀬谷地区・宮沢地区・その他 応相談
	88	30年4月	配食支援	任意団体	瀬谷第二地区 配食サービス ひまわり会	瀬谷第二地区 配食サービス ひまわり会	・配食サービス ・見守り	瀬谷第二地区
	89	R2年10月	配食支援	任意団体	見守り配食グループ わっか	配食支援	・配食支援、見守り	瀬谷区 阿久和東、阿久和西、阿久和南
	90	R5年4月	通所型支援	特定非営利活動法人	特定非営利活動法人 愛のささえ	ぼかぼかの会	・介護予防(体操、音楽療法、回想法等) ・会食	瀬谷区阿久和南部地域、泉区 北部地域

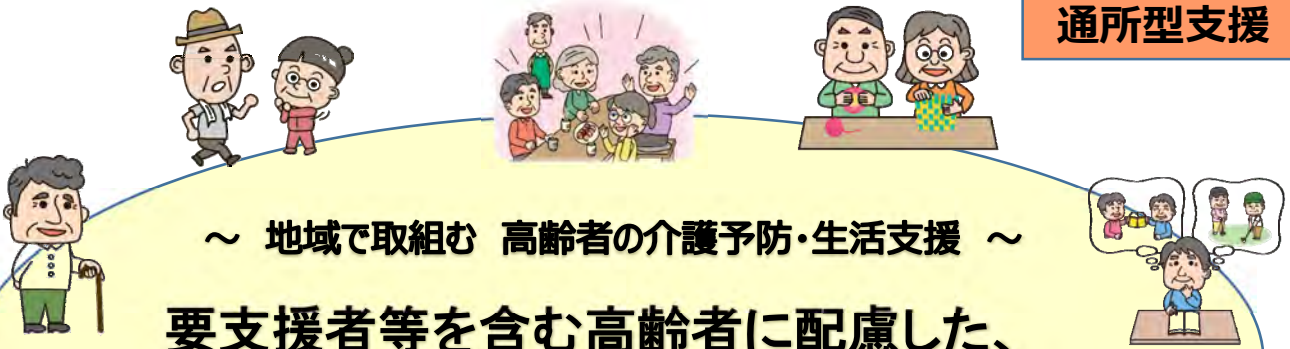
令和5年度 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB等) 交付団体一覧(令和5年4月1日時点)

90事業 (通所型支援:60件、訪問型支援:5件、配食支援:18件、見守り支援:7件)

75団体 (特定非営利活動法人:39件、任意団体:12件、消費生活協同組合:5件、企業組合:2件、株式会社:5件、一般社団法人:8件、社会福祉法人:2件、合同会社:1件、公益財団法人:1件)

事業実施区	No.	補助開始	区分	団体種別	団体名	活動名	主な活動内容	利用申し込みに対応できる地域
-------	-----	------	----	------	-----	-----	--------	----------------





～ 地域で取組む 高齢者の介護予防・生活支援 ～

要支援者等を含む高齢者に配慮した、
体操教室や交流サロン(通所型支援)を実施する活動団体
を補助金で応援します！

補助金額 (条件あり)
活動費：最大 60 万円/年間
家賃：最大 240 万円/年間



横浜市では、歳を重ねても、周りからのちょっとした手助けが必要になっても、住み慣れた地域で積極的・活動的に暮らせる、ポジティブ・エイジングな社会を目指しています。そんな誰もが支え、支えられる居場所づくりを、横浜市が応援します！

Q1

どんなことをやると、補助金がもらえるの？



Q2

要支援者に配慮した活動とは？



Q3

家賃補助の条件は？



Q4

申請書の提出から、活動報告までの流れは？



次のページへ

申請期間

令和4年度横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業 (サービス B)

【申請期間】 令和4年10月18日(火)～12月2日(金)【消印有効】

【補助対象期間】 令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)

【申請先】 横浜市 健康福祉局 地域包括ケア推進課 【郵送(レターパック等で受付)】

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

事前のご相談先

食事の提供を伴う場合は、事前に、各区の生活衛生課へもご相談ください。



- 日常生活圏域 (主に中学校区程度) で活動をしている場合 (予定を含む)
 - ☞ 各地域ケアプラザまたは特養併設地域包括支援センターへご相談ください。
- 区域での活動をしている場合 (予定を含む)
 - ☞ 各区社会福祉協議会または、区役所高齢・障害支援課 高齢者支援担当へご相談ください。
- 本制度全般の問合せ先
 - ☞ 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課
 - TEL : 671-3464、FAX : 550-4096、E-mail:kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp

必ず活動エリア内の地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所（高齢・障害支援課）へ事前相談をしましょう。
補助金の申請の詳細は、横浜市のホームページから「手引き」をダウンロードして、ご確認ください。



<手引きの入手方法>

- 方法1 ● [横浜市 サービスB](#) で検索
- 方法2 ● スマートフォン等で、右のQRコードを読み込んでリンクからご確認ください。



補助金額は、次の3種類です。

No	全体の利用人数 (1回あたり)	うち活動に参加することが、 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等の人数 (1週あたり)	年間上限額		
			活動費	家賃等	合計
1	5人以上	5人以上	60万円	—	60万円
2	10人以上	5人以上	60万円	120万円	180万円
3	20人以上	10人以上	60万円	240万円	300万円

申請前に、20人以上入れる広さがあるのか、要支援者10人以上の参加が見込まれるプログラムになっているか等、利用人数の要件を達成できるか、必ず確認してください。

Q1

どんなことをやると、補助金がもらえるの？



- **住民主体のボランティア等が**、地域の拠点などで、要支援者等を中心とした利用者向けに、
- **週1回介護予防に資するプログラム（3時間程度）を実施し**、
- 全体の利用人数が5人以上で、そのうち、活動に参加することが**介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等が5人以上利用している**場合
→ 活動費60万円/年間を補助します。

<プログラム例>

	月	火	水	木	金	土	日
AM	介護予防に資するプログラム (概ね3時間)						
PM							

<利用人数の要件>

- 全体の利用人数：**5人以上**
- うち、活動の利用が、ケアプランに位置づけられた要支援者等：**5人以上**

- 10:00~10:15 出欠確認
- 10:15~10:30 おしゃべり
- 10:30~11:30 体操
- 11:30~11:45 休憩
- 11:45~12:45 口腔体操+ランチ
- 12:45~13:00 歌を歌う、物づくり

Q2

家賃補助の条件は？



- Q1の条件に次の3つの条件が加わります。
- (1) 申請者が、**法人格を有する団体**であること。又は、「地域の団体（任意団体）と協力関係にある社会福祉法人等が不動産を借り受け、地域の団体（任意団体）が、住民主体の補助事業を実施していること。
 - (2) 活動場所で、**週5日以上かつ1日5時間以上、要支援者等も参加することのできる住民が集う場所を運営している**こと
 - (3) 活動場所が、申請団体・申請団体の代表者もしくは役員、その三親等以内の親族が所有する施設でないこと。

また、**利用人数等の実施の規模に応じて、拠点家賃の補助額が異なります。**

例：活動費60万円+拠点家賃補助120万円の補助を受け、週1回介護予防に資するプログラムを実施する場合

	月	火	水	木	金	土	日
AM	多世代交流カフェ 介護予防に資するプログラム (概ね3時間)	趣味活動	多世代交流カフェ	趣味活動	多世代交流カフェ	子育て支援等	子育て支援等
PM		カラオケ		カラオケ			

同じフロアで、本事業以外の事業を行う場合は、それぞれの面積比率から、補助対象の家賃を割り出す場合がありますので、事前に図面等と一緒に相談ください。

- 全体の利用人数：**10人以上**
- うち拠点に通うことが、ケアプランに位置づけられた要支援者等：**5人以上**

1つの場所で、週5日以上1日5時間以上、要支援者等が参加することができる住民が集う居場所を運営

住民主体のボランティアとは？

本事業は、利用されている方が活動を通して地域とのつながりを深め、週1回の活動がない日も、日頃から住民の方が見守ってくれる安心感や、ちょっとした困りごとを住民同士で解決する支えあいの輪を広げていくことを目的としています。そのため、住民主体のボランティア（有償・無償）が活動に関わっていることを重要視しています。



メンバーの中に、住民ボランティアの方がいない場合は、地域ケアプラザや区社協、区役所と相談の上、近隣住民ボランティアの方との連携が出来ないか相談してみましょう。

介護予防に資するプログラムとは？

転倒・骨折予防、運動機能改善、口腔機能の改善、栄養改善、認知症予防等の生活機能の改善等を旨とする活動のことです。 プログラムの内容は、地域包括支援センターの職員が把握している、地域の高齢者の特徴やニーズ

（例：膝が痛いという理由で介護保険の認定を申請される方が多いので、膝を強化できるような座ってできる体操があると良い等）を踏まえて検討し、活動が、生活機能改善を目指すものになるよう、地域包括支援センターや区社協、区役所とよくご相談の上、プログラムの内容を検討しましょう。

介護予防に資するプログラムの実施にあたっては、既に取り組まれている内容が、要支援者等が参加できるような内容になっているか見直したり、新たなプログラムを導入するなど、工夫してみましょう。

（例）・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所 ・定期的な交流、サロン ・会食 等

Q：参加者に負担の少ないカフェなどを検討していますが、これだけで介護予防に資するプログラムになりますか？

A：カフェだけではなく、例えば昼食後にちょっとした口腔ケアの体操を入れたり、栄養改善やお薬の飲み方講話を実施したり、簡単な体操などのレクリエーションによる交流の時間を設けるなど、高齢者の生活機能の改善のための、「運動」、「食事」、「口腔ケア」、「医学管理」、「社会参加」をバランスよく組み込むことが重要です。地域ケアプラザ等と話し合いながらプログラムを工夫してください。



Q3

要支援者に配慮した活動とは？



要支援者の方は、生活に少し不便を感じたり、加齢とともに、足腰が弱くなり外出しづらくなっている方などがいらっしゃいます。

そのような方が参加しやすい活動となるよう、様々な面で配慮がされている活動のことをいいます。誰もが参加しやすい活動とするためには、単にお困りごと全てを支援するだけではなく、一人ひとりの得意なことなどを考え、お願いできそうなことは思い切って頼んでみる等、誰もが誰かのために活動できるような雰囲気を作ることが大切です。

いくつか、活動の例をあげましたので参考にしてみてください。

活動日を忘れてしまう方には

- ・事前に電話をしてお知らせする。
- ・当日、誘い合せて来ていただく。
- ・次回の予定をチラシでお渡りする。



ちょっとしたことなら手伝っていただけそうな方には

- ・体操の準備、食事やお茶の配膳等の準備・片づけを手伝っていただく。
- ・1人でも出来そうな場合は声をかけお願いする。



得意なことのある方には

- ・プログラムの一部をお願いする。
（例：絵が得意なら、会場に飾る絵やチラシを描いてもらう。手芸が得意な方に手芸の先生になってもらう。）



日頃から簡単なもので食事を済ませがちな方には

- ・お弁当や食事を提供する場合等は、栄養バランス等に配慮する。
- ・取り入れた方がよい食材など、豆知識を伝える。



プログラムについていけるか不安のある方には

- ・足腰が弱ってきた方のために、椅子に座ったままできる体操を取り入れる。
- ・麻雀の途中で足腰を鍛える体操を組み込む。



行き帰りに不安がある方には

- ・ボランティアが自宅から、活動拠点まで付き添う。
- ・自宅が近い参加者同士、誘い合せて参加していただく。

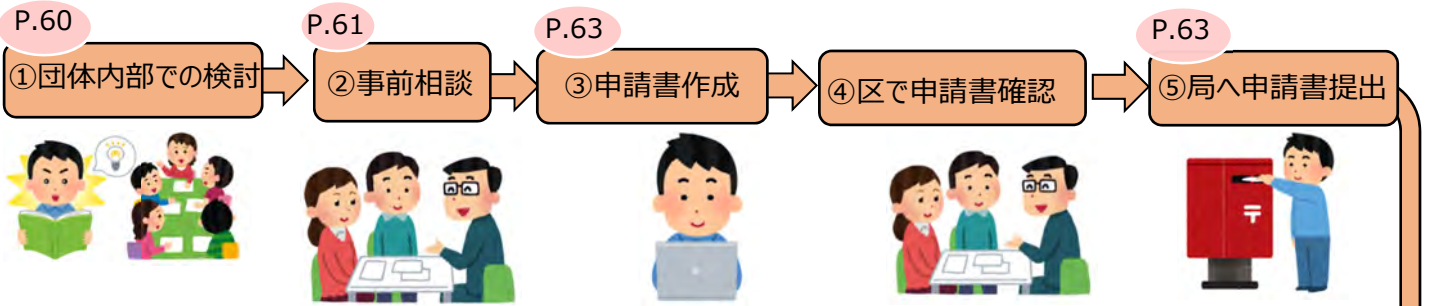


Q4

申請書の提出から、活動報告までの流れは？

※以下のページは、手引きのページです。

< 事前相談から事業完了までのプロセス (スケジュール) >

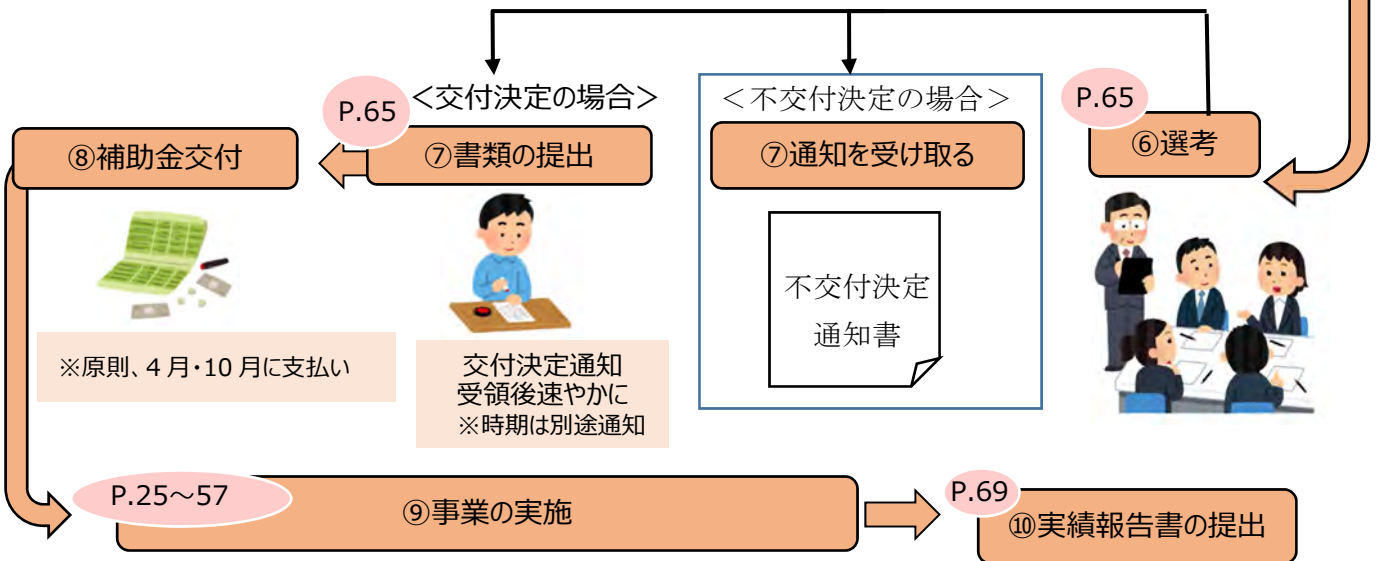


十分な期間が必要ですので、早めにご連絡の上、ご相談ください。

締切：令和4年12月2日(金)

細かい要件がありますので、まずは、手引きをお読みください。

団体が考えた活動内容（提供する支援の内容）が、事業の趣旨や、地域のニーズとあっているかを確認する必要があります。活動するエリアの地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所へ、必ず事前に電話で打合せ日時をご連絡の上、余裕を持ってご相談ください。



※原則、4月・10月に支払い

交付決定通知受領後速やかに
※時期は別途通知

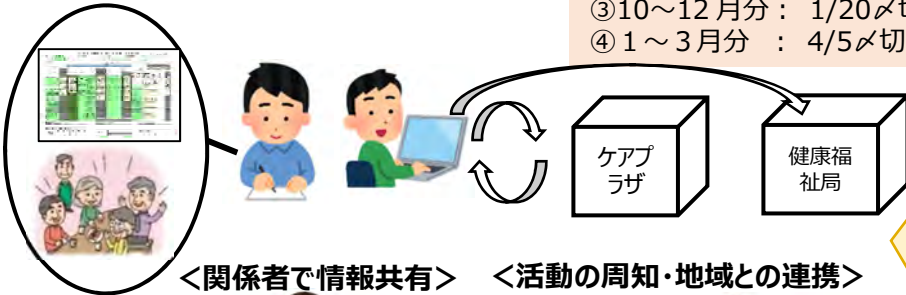
不交付決定
通知書

【補助対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日

< 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等をもとに、四半期ごとに実績を報告 >

- ①4～6月分 : 7/20〆切
- ②7～9月分 : 10/20〆切
- ③10～12月分 : 1/20〆切
- ④1～3月分 : 4/5〆切

締切：令和6年4月5日(金)



事業実施にあたっての運営の基準、ポイントがありますので、必ず手引き P.24～の第3章をご確認ください。

補助金の交付が決定した後も、適宜、要支援者を始めとする利用者の状況を共有したり、ケアマネジャーに活動を周知するなど、関係者と連携しながら進めていきましょう。

～ 地域で取組む 高齢者の介護予防・生活支援 ～

- ・訪問型支援
- ・配食支援
- ・見守り支援

要支援者等を含む高齢者に配慮した事業を実施する活動団体を補助金で応援します！

補助金額（条件あり）
活動費：最大 60 万円／年間



買物代行、調理
ごみ出し等の生活支援
(訪問型支援)



栄養バランスの
とれた食事の提供
(配食支援)



定期的な訪問
による見守り
(見守り支援)



横浜市では、歳を重ねても、ちょっとした周りからの手助けが必要になっても、住み慣れた地域で積極的に暮らせる、ポジティブ・エイジングな社会を目指しています。そんな誰もが支え、支えられる地域づくりを、横浜市が応援します！

Q1

どんなことをやると、補助金がもらえるの？



Q2

住民主体のボランティアとは？



Q3

要支援者に配慮した活動とは？



Q4

いつまでに、どうやって申請書を出せばいいの？補助金をもらった後のスケジュールは？



次のページへ

申請期間

令和4年度前期 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）

【申請期間】 令和4年10月18日（火）～12月2日（金）【消印有効】

【補助対象期間】 令和5年4月1日（金）～令和6年3月31日（金）

【申請先】 横浜市 健康福祉局 地域包括ケア推進課 【郵送(レターパック等で受付)】

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

事前のご相談先

食事の提供を伴う場合は、事前に、各区の生活衛生課へもご相談ください。



○日常生活圏域（主に中学校区程度）で活動をしている場合（予定を含む）

☞ 各地域ケアプラザ又は特養併設地域包括支援センターへご相談ください。

○区域での活動をしている場合（予定を含む）

☞ 各区社会福祉協議会または、区役所高齢・障害支援課 高齢者支援担当へご相談ください。

○本制度全般の問合せ先

☞ 横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課

TEL：671-3464、FAX：550-4096、E-mail: kf-zai-hojyo@city.yokohama.jp

必ず活動エリア内の地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所（高齢・障害支援課）へ事前相談をしましょう。
補助金の申請の詳細は、横浜市のホームページから「手引き」をダウンロードして、ご確認ください。



<手引きの入手方法>

- 方法1 ● 横浜市 サービスB で検索
- 方法2 ● スマートフォン等で、右のQRコードを読み込んでリンクからご確認ください。



Q1

どんなことをやると、補助金がもらえるの？



住民主体のボランティアが、要支援等の自宅に定期的に（週1回以上）訪問し、

- ① 買物代行や、調理、ごみ出し等の生活支援
- ② 栄養改善を目的とした配食や見守り
- ③ 定期的な訪問による見守り

のいずれかの活動を行い、そのうち、**活動を利用することが介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等（※1）への支援の提供回数（※2）が、年間240回以上である場合**

→ 活動費60万円/年間を補助します。



※1 サービスBにおける「要支援者等」とは・・・

- ① 要支援1・2の要介護認定がある人又は要支援相当で基本チェックリストを活用して事業の対象となった人（事業対象者）で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメント等でサービスの必要性がケアプランに位置付けられた人
- ② 「①」として活動を利用していた人で、令和3年4月1日以降に要介護1から5の認定を受けた後も、継続的に活動を利用する必要性がケアプラン等に位置付けられた人のことをいいます。

介護保険証

「認定区分」はここに記載があります

基本チェックリスト

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等

支援計画	サービス種別	事業所(利用先)	期間
介護保険サービス又は地域支援事業(総合事業のサービス)	横浜市通所型支援	サービスBの活動団体名(サロン名称)	
地域のサロンに通うことで、外出の機会を確保し、近所との繋がりをつくり、介護予防に資するプログラム(脳トレ・歌など)に参加する(週1日程度)	横浜市訪問型支援	サービスBの活動団体名(活動名称)	
話し相手・見守り・ごみ出し等、生活支援等を通して、在宅生活を見守る(週1日程度)	横浜市見守り支援		



※ 2「支援の提供回数」年間 240 回の数え方について

- 活動を利用することが、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけられた要支援者等（※ 1）への提供回数を「支援の提供回数」とします。そのため、**要支援 1・2 の要介護認定はあるが、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に活動を利用することが位置づけられていない要支援者や、元気な高齢者、こどもがいる世帯等への支援などは、本事業の年間 240 回の実績とはなりませんので、注意してください。**
- 実績としてカウントできるのは、**原則 1 人につき、週 1 回まで**です。
※介護予防ケアマネジメント等の結果、**週 2 回以上の活動が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置付けられる場合は、1 人につき最大週 2 回まで実績としてカウントできます。**
(カウント外とはなりますが、1 人につき週 3 回以上の支援を妨げるものではありません)

例：月～金の週 5 日、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等に位置づけて配食を利用している方の場合
4 月の利用は、週 5 日 × 4 週 = 20 回ですが、1 人につき、最大週 2 回までが実績なので、
このうち、週 2 日 × 4 週 = 8 回が、実績となります。



Q2

住民主体のボランティアとは？



本事業は、利用されている方が活動を通して地域とのつながりを深め、週 1 回の利用がない日も、日頃から住民の方が見守ってくれる安心感や、ちょっとした困りごとを住民同士で解決する支えあいの輪を広げていくことを目的としています。そのため、住民主体のボランティア（有償・無償）が活動に関わっていることを重要視しています。

メンバーの中に、近くに住むボランティアの方がいない場合は、地域ケアプラザや区社協、区役所と相談の上、近隣住民ボランティアの方との連携が出来ないか相談してみましょう。



Q3

他の補助金とどう違うの？ 要支援者に配慮した活動って？



要支援者の方は、ちょっと生活に不便を感じたり、加齢とともに、足腰が弱くなり外出しづらくなっている方もいらっしゃいます。地域ケアプラザ等から聞いた、要支援者の困りごとに寄り添いながら、出来るところを話し合っ活動内容を検討してください。困りごと全てを支援するのではなく、要支援者の方が自分で出来そうなことは一緒にやったり、思い切っご本人にお願いする等、いつまでも、住み慣れた地域で暮らしていくための、「自立した生活の支援」ができるよう配慮してください。

以下には、既に活動を始めていただいている方が工夫されている例をあげましたので参考にしてみてください。

外に出かけるきっかけ・楽しみを伝える

・訪問の際、地域で実施されるイベントや行事予定などをチラシをお渡しして、利用者が、外出したり、地域の方と交流をするきっかけを作る。



日頃から簡単なもので食事を済ませがちな高齢者の方には

・お弁当や食事を提供する場合は、出来るだけ栄養バランス等に配慮する。
・取り入れた方が良い食材など、豆知識を伝える。



ちょっとしたことならご自分で出来そうな方には

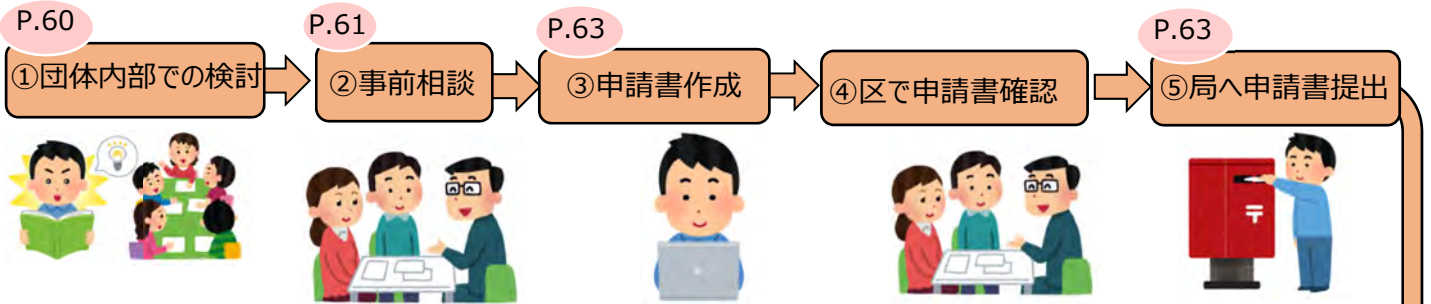
・最初は一緒にやったり、1 人でも出来そうな場合は、声をかけながらお願いしてみる。
※どこまでなら自分でできて、どこまでの支援を希望されているのかよく話を聞いてみましょう。

Q4

申請書の提出から、活動報告までの流れは？

※以下のページは、手引きのページです。

< 事前相談から事業完了までのプロセス (スケジュール) >

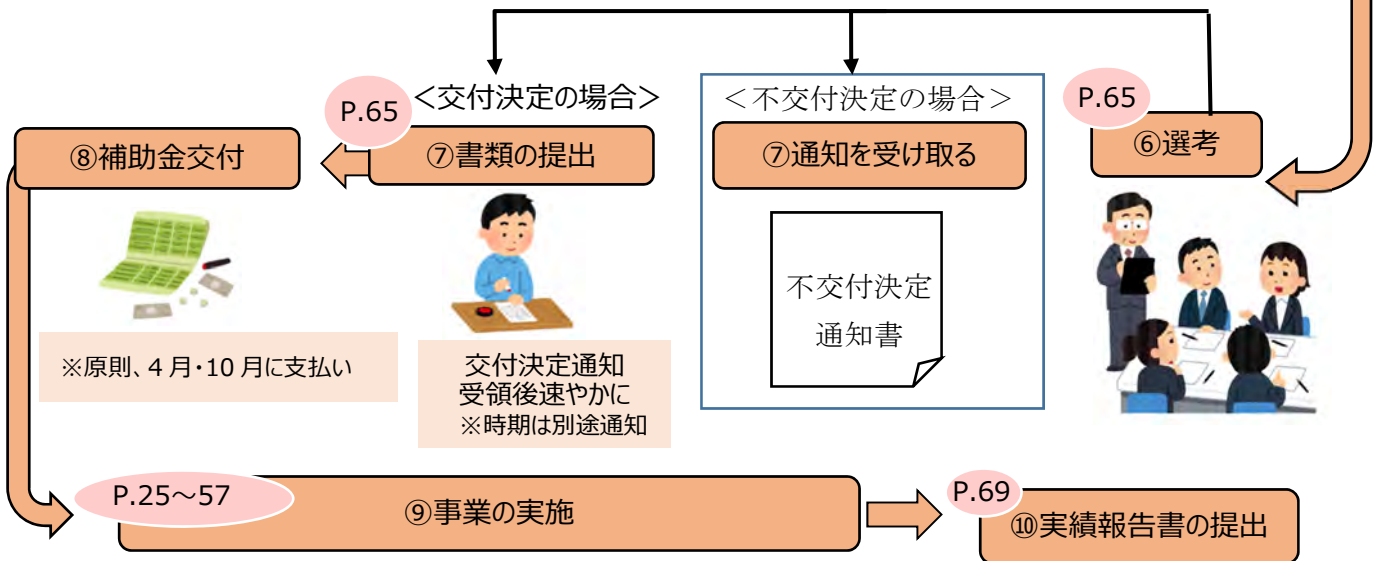


十分な期間が必要ですので、早めにご連絡の上、ご相談ください。

締切：令和3年12月24日(金)

細かい要件がありますので、まずは、手引きをお読みください。

団体が考えた活動内容（提供する支援の内容）が、事業の趣旨や、地域のニーズとあっているかを確認する必要があります。活動するエリアの地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、区役所へ、必ず事前に電話で打合せ日時をご連絡の上、余裕を持ってご相談ください。

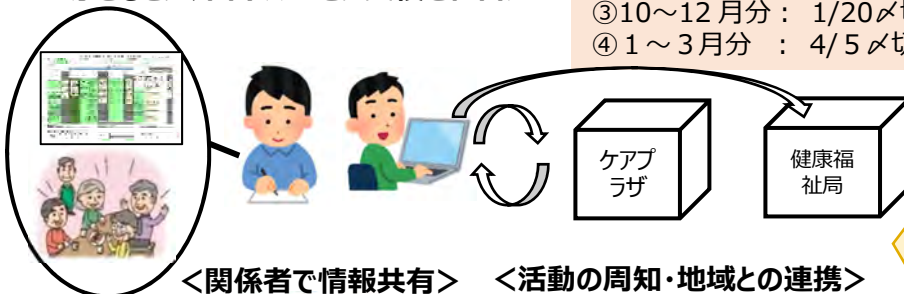


【補助対象期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日

< 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等をもとに、四半期ごとに実績を報告 >

- ① 4～6月分 : 7/20 〆切
- ② 7～9月分 : 10/20 〆切
- ③ 10～12月分 : 1/20 〆切
- ④ 1～3月分 : 4/5 〆切

締切：令和6年4月5日(金)



事業実施にあたっての運営の基準、ポイントがありますので、必ず手引き P.24～の第3章をご確認ください。

補助金の交付が決定した後も、適宜、要支援者を始めとする利用者の状況を共有したり、ケアマネジャーに活動を周知するなど、関係者と連携しながら進めていきましょう。